

第2次角田市 自死対策計画

令和6年度～令和17年度

基本理念

市民一人ひとりが共に輝き、誰もが追い込まれる
ことのない、支え合えるまち角田

本計画では、国の自殺総合対策大綱や宮城県自死対策計画の考え方を踏まえ、市民の自死リスクの低下を図るとともに、一人ひとりの生活を守る自死対策が進められるよう、上記の基本理念を掲げ、誰も自死に追い込まれることのない角田市を目指します。

なお、本市では法律名や統計用語等を除き、「自殺」に代えて「自死」という言葉を使用します。

1 市の現状

(1) 自死者数・自死者の特徴

- 角田市の自死者数は、ここ5年間で年平均6人程度（男性4人程度、女性2人程度）となっています。
- 自死に至る危機経路では、「うつ病（うつ状態）」が直前の経路となっているケースが多くなっています。

■角田市の主な自死者の特徴（資料 | 地域自殺実態プロファイル:平成29年～令和3年合計）

角田市における自殺者の特性	参考：全国的な傾向 特性の背景にある主な自殺の危機経路
1位：男性 20～39歳 有職 同居	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
2位：男性 40～59歳 無職 同居	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
3位：男性 60歳以上 無職 同居	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺

(2) 相談窓口の認知度、相談する市民がともに減少

- 市の相談窓口の認知度は、ここ10年間で大きく減少しております。
- 困り事・悩み事があるときに相談する市民の割合も同様に減少しております。

■前計画における指標の評価(資料 | 市民アンケート調べ)

指標	前計画策定時(H22)	現状値(R4)
市の自死関連の相談窓口があることを全く知らない市民の割合	33.3%	50.9%
困り事・悩み事がある時に、相談する市民の割合	68.5%	61.9%

【参考】本市における相談窓口等

<ウエルパークでの取り組み>

ウエルパークでは、随時保健師による相談対応に加え、月に1回精神科医による「心の相談」を行っています（ここ5年間で保健師による相談受付は年平均で318件程度、精神科医による相談は年平均で19件程度）。

<ゲートキーパーによる取り組み>

自死に関する正しい理解の普及や悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人材（ゲートキーパー）の養成研修を開催しています。受講者は延べ940名（令和4年度末）となっております。

2 基本目標

基本理念のもと自死対策を推進していくため、自死の危険を示すサインに気づき、お互いに気づき合う、支援につなぐ、地域全体で見守るなど適切な関わりができるよう以下の3つの基本目標を掲げて取り組みます。

自分の思いを伝える力を持つ

人の話に耳を傾ける力を持つ

問題解決のための相談機関とつながる力を持つ

3 計画の体系

本計画では、国の「地域自殺対策計画策定・見直しの手引」において、すべての自治体に取り組むべきと位置付けられている「基本施策」と、「角田市地域自殺実態プロファイル 2022」において市の特性を踏まえて示された4つの「重点施策」を組み合わせて計画を構成し、具体的な事業を展開していきます。

基本施策	1 住民への啓発と 周知	2 自死対策を支え る人材の育成	3 地域におけるネッ トワークの強化	4 生きることの促 進要因への支援	5 児童生徒の SOS の出し方に関す る教育
重点施策	1 勤務・経営	2 生活困窮者	3 高齢者	4 子ども・若者・ 子育て世代	

4 基本施策

(1) 住民への啓発と周知

- 「自殺予防週間」や「自殺対策強化月間」に合わせて普及啓発事業を実施し、心身の健康への意識高揚を図ります。
- こころの健康に関する情報や精神疾患への正しい理解の普及などに取り組みます。

市民による取組

- ◆ 市の情報を見てください

行政・関係団体等による取組

- ◆ 広報かくだによる周知
- ◆ 自殺予防普及啓発活動

(2) 自死対策を支える人材の育成

- 地域での支援者である民生委員だけでなく地域住民や関係団体などに向け、ゲートキーパー養成研修や自死リスクに関わる研修を実施し、自死のリスクのある人に気づき、必要な支援や相談につなぐことのできる人材の育成を図ります。

市民による取組

- ◆ ゲートキーパーについて知ってください

行政・関係団体等による取組

- ◆ ゲートキーパー養成研修の開催
- ◆ 認知症サポーター養成講座の開催

(3) 地域におけるネットワークの強化

- 引き続き、健康都市角田をつくる推進協議会の開催を重ね、行政のみならず関係機関・団体や企業、市民との連携により自死防止に向けた多様なネットワークを構築し、地域の見守り体制の強化を図ります。
- 多様な相談窓口を通じて、問題や悩みを抱える市民の速やかな把握に努めるとともに、自死のリスクを抱えた市民を発見した場合は、適切な支援へとつなぐことができるような取り組みを推進します。

市民による取組

◆適切な相談機関へつないでみましょう

行政・関係団体等による取組

◆健康都市かくだをつくる推進協議会の開催

(4) 生きることの促進要因への支援

- 自死の背景となる様々な事情を抱えた人に対して、関係各課や機関が連携し、各分野における相談対応の充実と適切な支援に努めます。
- 孤立を防ぐための家族や社会における居場所づくり、自殺未遂者や遺された遺族等への支援に取り組んでいきます。

市民による取組

◆自死への偏見をなくしましょう

行政・関係団体等による取組

◆こころの健康（保健師の相談）
◆心の相談（精神科医の相談）

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

- 若年層からの自死予防対策は、その後の生涯にわたる自死の発生予防につながる点でも重要であることから、いじめの早期発見、いじめ対策、予防的な取り組みのほか、悩みを抱える児童・生徒に対し、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいというSOSの出し方に関する教育を進めます。

市民による取組

◆SOSを出しましょう

行政・関係団体等による取組

◆小中学校におけるSOSの出し方に関する教育の実施
◆スクールソーシャルワーカーの活用

5 重点施策

(1) 勤務・経営

- 市内の企業等へメンタルヘルス対策を推進し、働き盛りの年代の健康の保持増進と自死リスクの軽減を図るとともに、勤労者の仕事上の悩みの解決に向け支援を充実させます。

市民による取組

◆悩みを相談してみましょう

行政・関係団体等による取組

◆事業所へのこころの健康づくりに関する啓発支援

(2) 生活困窮者

- 生活困窮者の自立相談支援及び就労自立支援事業等を実施し、自死リスクの軽減を図ります。
- 貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備として生活困窮世帯の子どもたちが学習できる場所や放課後の行き場の拡充が求められることから、経済的困難を抱える子ども等への支援充実に努めます。

市民による取組

◆相談機関へ相談してみましょう

行政・関係団体等による取組

◆市民相談
◆生活困窮等の相談

(3) 高齢者

- 地域での見守り体制の強化を図るとともに、地域での交流の場を通して、高齢者の孤立やとじこもりを防止し、生きがいを持って暮らせる環境づくりを進めます。
- 高齢者の介護を家族が抱え込み、身体的・精神的な健康問題や、高齢者虐待・心中などに至るケースも考えられることから、高齢者の家族に対しても相談等の支援を充実させ、自死リスクの軽減に努めます。

市民による取組

- ◆ 地域活動に参加してみましょう

行政・関係団体等による取組

- ◆ 街なか交流サロンひだまり
- ◆ おしゃべりカフェ

(4) 子ども・若者・子育て世代

- 自死の原因・動機や背景を考慮しながら、子ども・若者支援に関する取り組みと連携を図ることにより、生活環境や立場などに応じた対策を進めます。
- 子育てへの不安やストレスを抱える保護者に対する支援と気軽に子育ての相談ができる体制づくりを推進していきます。

市民による取組

- ◆ 悩みを相談してみましょう

行政・関係団体等による取組

- ◆ 新生児訪問事業
- ◆ 子育てサロン

6 目標値

基本的事項	項目	現状値 (R4)	中間値 (R12)	目標値 (R16)
住民への啓発と周知	自殺予防に関連する相談窓口の認知度			
	①こころの健康(保健師の相談)	50.9%	58.7%	66.6%
	②心の相談(精神科医の相談)	54.6%	60.6%	66.6%
	ゲートキーパーの認知度(内容まで知っている)	4.2%	18.7%	33.3%
自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー人材養成研修を受けた市民の増加	940人	1,180人	1,300人
地域におけるネットワークの強化	健康都市角田をつくる推進協議会の開催数	2回	2回	2回
生きることの促進要因への支援	自殺死亡率(人口10万対)の減少 ※直近5年平均値	20.2	17.2	14.2
	困り事・悩み事がある時に、相談する市民の増加	61.9%	66.0%	70.0%
	悩みに耳を傾けてくれる相手(存在)のいる市民の増加	80.8%	85.4%	90.0%
児童生徒のSOSの出し方に関する教育	公立小中学校におけるSOSの出し方に関する教育の実施率	87.5%	100.0%	100.0%

7 相談窓口

相談内容	相談窓口名称	電話番号	受付時間	備考
こころの健康(保健師の相談)	健康長寿課	☎0224-62-1192	平日8時30分～17時15分	
心の相談(精神科医の相談)	健康長寿課	☎0224-62-1192	毎月1回	精神科医予約制
消費生活相談	生活環境課	☎0224-63-2118	火・水・金 8時30分～16時30分	
無料法律相談	生活環境課	☎0224-63-2118	奇数月最終金曜 13時00分～16時00分	予約制
人権・行政相談	生活環境課	☎0224-63-2118	毎月第3水曜日 9時00分～11時30分	
家庭児童相談	子育て支援課	☎0224-63-0134	平日8時30分～17時15分	
児童・生徒いじめ相談	教育総務課	☎0224-63-0130	平日8時30分～16時30分	
生活保護に関する相談	社会福祉課	☎0224-61-1185	平日8時30分～17時15分	
障害者に関する相談	社会福祉課	☎0224-61-1185	平日8時30分～17時15分	
高齢者に関する相談	地域包括支援センター	☎0224-61-1288	平日8時30分～17時15分	